## 加配の未配置状況

(22年4月1日現在)

【小学校】20名

【中学校】 2名 (23年4月1日現在)

【小学校】 0 名 【中学校】 0 名

病休・産休等代員の

未配置状況

(22年4月1日現在)

【小学校】1名 【中学校】 0名

(23年4月1日現在)

【小学校】 0 名

【中学校】0名 の75人・41人に匹敵し、

て配置して、

らされ、こちらの加配に 充てられたのかと思った

のですが、従来の加配は 「微減」だということで 一産育休前加配」もす 微減」の加配をすべ さらに新し 生徒指導など加配の目的に 沿った指導を行う必要があ

べて配置できている、

がこの改善をもたらしたのでしょうか。

指導、T・T) らしいスタートです。 の期間、前倒しで任用した 配。産休・育休に入るまで 支援加配、 方法工夫改善加配(少人数 員を任用できる運用とす る場合は、 産休・育休に入る教員がい ※5月から7月までの間に 代替教員は、少人数指導や 活用できる加配は指導 4月から代替教 特別支援教育加 現行の加配制度 、児童生徒

めての数です。

従来の加配が大幅に減

ません。この加配には、 置が、今年度は一人もい 年度22名いた加配の未配

との比較が左表です。

昨

4月1日現在の昨年度

今年度新しくできた一産

育休前加配(※)」を含

とめまとめました。 が避けては通れません。 っている給特法の見直し が4月に論点出入りをま きた文科省の有識者会議 長時間労働の要因にもな 働き方について論議して なっている教員の給与や 処遇改善のためには、

「定額働かせ放題」

すば

たが、今年度の4月1日現在の未配置・未補充はほとんど0という状況でした。 昨年度のこの時期のニュースの見出しは「ここまでひどい未配置・未補充」でし 何 勤務実態に合わせると、 ます。この4%を現在の されないことになってい るかわりに残業代は支給 基本給に4%を上乗せす ればならなくなります。 校では40%以上にしなけ 小学校で29%以上、 現在給特法では、

ものです。 リハリを強化するという 当」を創設し、給与にメ 態を踏まえた「新たな手 論点が、職務や勤務の実 もうひとつの給与での 学級担任、



まずは教職調整額の見

ちろん組合を先頭に、こ 進んだのでしょうか。 れは人口規模がほぼ等 は新採用者を大幅に増や う。それを受け、今年度 ことは間違いないでしょ ことが大きな要因である 見直しを訴え続けてきた の問題での制度の抜本的 所沢市の37人・32人と比 い川越市の56人・34人や 市に迎えていますが、 しました。小学校で76 人口では2倍近い川口市 べても群を抜いて多く、 人、中学校で34人を越谷 なぜこのような改善が ح も

き生きと働きたくなる職場 名も足りなかった加配も充 数です。ですから昨年度22 な職場をなくし、 が続いています。 県下で1・2を争う採用者 ては依然として厳しい状況 しかし、途中の代員につい てることができたのです。 番よい形になりました。 スタートは、ここ数年で 誰もが生 ブラック



を作っていきましょう。

ました。来年春に答申の で終わりそうです。 といくつかの手当の 職調整額の若干の上積み 予定です。 等を検討するよう諮問し 革」「教員の処遇改善」 番に「教員の働き方改 くみはそのまま残し、 ハリ強化や教職調整額の 「定額働かせ放題」の この流れの中で5月22 みなさん、給与のメリ 今のままでは、 永岡文科大臣は中教 答申

## 給特法の改正を求めます (全教の見解)

教

創設

- 「超勤限定4項目」以外の超過勤務は 「原則命じない」とする規定は残す。
- 残業時間に応じた残業代を出す。
- 教職調整額は残し、これを超える時 間外労働があった場合には精算する

わけです て手当をつける、 修主任などの職務に対 という

だけで「定額働かせ放 整額を10%に引き上げる の特命委員会は、 設けることを提言してい 題」の仕組みは維持し、 「学級担任手当」などを 論点整理を受け自民党 教職調

案しています。みなさ マ数の上限設定なども提 幅な増員、授業の持ちコ だけでなく、教職員の大 を届けていきましょう。 もちろん給特法の改正 組合に入って共に声

めている4つの項目で、 特法が例外的に超勤を認 **X** ①生徒の実習に関する 「限定4項目」とは給

③教職員会議に関する ②学校行事に関する業務

中学

くなれば、 給特法の限定4項目がな 業代は民間並みに出させ まいます。 ができるようになってし るよう提案しています。 ては現在の限定4項目※ に超過勤務を命じること (囲み参照) 全教は、 管理職は簡単 給特法につい を残し、

の4項目が含まれます。

④非常災害等やむを得な

い場合に必要な業務

も過酷な状況で働かされ かねません。 遇改善どころか、今より 抑制効果はありませ このまま進めば、

引き上げには、 労働時

このニュースはカンパによって発行されています。